

(様式第4号)

## 上田市認知症高齢者等支援ネットワーク協議会 会議概要

1 審議会名	上田市認知症高齢者等支援ネットワーク協議会
2 日時	平成30年2月28日 午後1時30分から午後3時00分まで
3 会場	市役所南庁舎 5階 第3～第5会議室
4 出席者	飯島委員長、鷹野副委員長、渡邊委員、友野委員、池内委員、福澤委員、滝澤委員、平井委員、栗俣委員、越委員(代理)、中澤敏正委員、清水委員、三宅委員、中澤純一委員、前田委員、大谷委員、山田委員
5 市側出席者	近藤福祉部長、酒井高齢者介護課長、馬場高齢者支援担当係長、石井高齢者支援担当保健師、駒津認知症地域支援推進員
6 公開・非公開	<u>公開</u> ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 1人
8 会議概要作成年月日	平成30年3月9日

協 議 事 項 等

1 開会
2 あいさつ(福祉部長)
3 協議事項
(1) 上田市認知症高齢者等支援ネットワーク協議会設置要綱及び同検討委員会設置要領の改正について (資料に基づき事務局より説明)
<u>上田市認知症高齢者等支援ネットワーク協議会設置要綱</u>
・改正の趣旨：若年性認知症施策について、本協議会の所管事項に位置付けるため。
・変更箇所：【第1条 目的】若年性認知症にも対応するため「認知症高齢者」→「認知症高齢者等」に変更。「および」→「及び」と漢字に変更。
【第2条第2号イ 協議事項】「徘徊高齢者の搜索活動への協力等」→「認知症高齢者等の行方不明時における搜索活動等への協力」に変更。
【附則】「この要綱は、平成30年2月28日から施行する。」を追加。
<u>上田市認知症高齢者等支援ネットワーク協議会検討委員会設置要領</u>
・改正の趣旨：若年性認知症施策について、本検討委員会の所管事項に位置付けるため。
・変更箇所：【第1条 目的】「徘徊高齢者の搜索活動への協力等の実施」→「認知症高齢者等の行方不明時における搜索活動等への協力の実施」に変更。
【附則】「この要綱は、平成30年2月28日から施行する。」を追加。
(委員) 若年性認知症施策を位置付けるのであれば、「認知症高齢者等」より「認知症者等」にした方が良いのではないか。「高齢者」と付くと色々な弊害があるのではないか。
(事務局) おっしゃることはわかるが、主な対象は高齢者であり、本協議会の名称は条例で決まっており、条例改正するほどの内容ではないと考えたため今回の案を出させていただいた。
(委員) 「高齢者虐待防止」については「高齢者等」にしないで良いのか。
(事務局) 虐待には児童や障害者もあり、各分野にそれぞれネットワークがあるため、本協議会では高齢者に限定することとしている。
(2) 「第6期上田市高齢者福祉総合計画」期間中における認知症施策、権利擁護施策の進捗状況について (資料に基づき事務局より説明)
●認知症施策
・【認知症地域支援推進員の配置】H28年度から2人体制で専門職を配置し、相談等の業務を実施。

- ・【認知症サポーターの養成】1月末で累計 12,350 人と目標 (12,000 人) に達した。また、地域で活動できる認知症サポーターを育成する「認知症サポーターステップアップ講座」を H28 から開催している。今年度は地域包括支援センター職員対象に「認知症サポーターステップアップ講座講師養成講座」を開催し、体制整備を図った。意欲のある方の地域での取り組みに期待している。
- ・【キャラバン・メイトの養成】現在 245 人の登録があるが、活動している人数は把握できる範囲で約 50 人と少ないことが課題である。
- ・【認知症見守りネットワーク事業の推進】行方不明の恐れのある方の情報を登録し、市、警察、包括と情報を共有する制度で、年々登録者が増えている。今後も登録推進に取り組んでいく。
- ・【認知症相談の実施】相談者数は減少傾向だが、認知症地域支援推進員などが相談対応をしているものもある。定期的に相談日を設けておくことは大切であると考えている。
- ・【やすらぎ支援員派遣事業】利用登録者 15 人、うち利用者 7 人と少なめに推移している。利用時の家族等の立ち合いなど「使いづらい」といった声もあることから、立ち合いをヘルパーや包括職員でも可能とするなど工夫している。周知も行っているが、さらに利用していただくことが課題である。
- ・【認知症ケアパスの普及 (あったか手帳)】「信州精神科地域連携会議」で作成したものを印刷し配布している。あったか手帳は、本人の基本情報や医療・介護情報、相談経過等を家族等が記録し、診療の際に持参するものであるが、「使いづらい」などの意見もあり、配布数も少ないのが現状である。そのような中、認知症の進行状態に応じてどのようなサービスを受けられるか、どこに相談すればいいかなどがわかるガイドブックを、上田市医師会に監修いただき「認知症ケアパス」として昨年 12 月に作成した。反響が大きく、1,650 冊印刷し、多くの方に配布できた。
- ・【認知症初期集中支援チームの設置】H29 年 4 月に設置。1 月末現在の活動状況は、相談件数 24 件、介入件数 8 件、保留・助言のみの件数 16 件。相談者は 80 歳代が最も多く、包括や家族からの相談が多い。終了件数は 6 件で、医療受診や介護サービス利用に繋がりを終了している。実際に運営してみて、関係性の構築を図るには時間がかかることを改めて認識した。このようなケースは発見が難しく、必要な方をどうチームに結びつけることができるか、アプローチの仕方が課題である。また、訪問や会議など時間を要することが多く、業務の効率化も図らなければならないと感じている。
- その他実施事業 (計画未掲載事業)
- ・【認知症カフェの設立支援】認知症カフェ設立に必要な備品等の経費に対する市独自の補助金。H28 年度 2 件、H29 年度 1 件
- ・【徘徊高齢者位置情報システム (GPS) 利用料補助】GPS 端末を常に身に付けておくことが困難などの理由から、実績は伸びていない。平成 30 年度から新たなツールの導入も考えている。
- ・【市民への周知、啓発】広報紙へ 2 回特集記事掲載。プレスリリースを行い、マスコミに記事を掲載していただいた。引き続き周知に工夫が必要。講演会は毎年約 150 人の参加があり、認知症に対する関心が高いことが伺われる。平成 30 年度は若年性認知症のご本人のお話を伺えればと考え、現在交渉中。
- ・認知症関係項目に対しては、第 6 期の期間内に新オレンジプランで示された市町村ですべき体制整備等を概ね進めることができた。今後は、どのように必要な方に必要なサービスが結びつくよう進めていくかが、全体的な課題と考えている。
- 権利擁護施策
- ・【相談体制の強化】市や地域包括支援センターが、市民の身近な窓口として関係機関と連携して取り組んでおり、相談件数は年々増加している。
- ・【成年後見支援センターの運営状況】成年後見支援センター相談件数は、H28 年度には 4,000 件を超え、今年度 (H29.12.31 現在) はすでに昨年以上の件数となっている。
- ・【市民後見人の養成、市民向け講演会の開催】後見センターが実施。「市民後見人の養成」では目標 (100 人) 以上の 124 人が受講。市民後見人の活動について、後見センターを中心に関係機関の調整にあたっている。
- ・【高齢者虐待の対応】H29 年度通報件数 16 件、虐待確認件数 7 件。市、地域包括支援センター、警察等で協力し、速やかな対応に努めている。
- ・その他の実施事業として、「高齢者への虐待防止」、「消費者被害の防止」に努めている。
- ・権利擁護関係は地道な業務ではあるが、関係機関と連携し、進捗が図られるよう努めていく。

(委員) 「徘徊高齢者位置情報システム (GPS)」について、福祉機器展で同じようなシステムがあったが、飛ぶ距離が短く、経費がかかるため普及していないと聞いた。必要になってくるものであると思うため、市の方でも努力していただければありがたい。スマホを使ってのシステムなどの導入は考えているか。

(事務局) 普及していない原因として、認知症の本人に携帯型 GPS を持っていてももらえないという話がある。靴の中に入れるものもあるが、高額であり、履くかわからない中で家族が買うのは難しい。もっと安価なものや小さい便利なものが出てくれば、助成を考えていくし、GPS とは別の新たなものを実施していくことも考えているため、この後説明させていただく。

(委員) あったか手帳は、個人情報が含まれるため我々の手元にはこないという解釈で良いか。

(事務局) 手帳を使っている方が直接書き込んだ内容や渡した方がわかるように市で登録した情報に関しては個人情報が含まれるが、手帳を渡すこと自体に個人情報は関係ない。

(委員) あったか手帳のことを知らない人が多い。せっかく作っても放っておかれているような状況に置かれているのがまずいのではないか。

(事務局) おすすめしていないわけではないが、使いづらいとか大きすぎるという意見もいただいている。それよりも今回の認知症ケアパスのようなものを求めているという意見をよく伺っていたため、まずはケアパスを作成した。あったか手帳については別組織で作成したものであるため、上田市だけで修正することができないが、相談しながら今後について検討していきたい。

● 「認知症高齢者見守りシール (仮) の配付事業」について

- ・ 認知症高齢者が徘徊により所在不明となった場合の早期発見、事故の未然防止、家族の負担軽減を目的に、平成 30 年度から導入する新たなツール。
- ・ 対象：認知症による徘徊の恐れがある高齢者 (現在認知症見守りネットワーク登録されている方) のうち希望者。
- ・ 仕組み：QR コードシールを衣服等に貼り付けておくことで、徘徊し発見された場合、発見者が QR コードをスマートフォンで読み取り、伝言板機能を通じて家族等と迅速に連絡を取ることができるというもの。伝言板機能を使ってやりとりするため、お互いの個人情報には触れることがない。発見者が読み取りを行った際は、市や包括支援センター等の関係機関にも連絡が入る。また、市 (管理者) では連絡の履歴を確認することができ、情報の把握が可能。
- ・ QR コードシールは、アイロンで布に貼り付ける耐洗ラベルと蓄光シールの 2 種類で、初回配布分を無料とする。2 回目以降、追加の場合は、自己負担でお願いする予定。
- ・ 導入に至った経過は、①GPS がなかなか利用されないこと、②この QR コードシールは特別なアプリをダウンロードしなくても QR コードの読み取りさえできれば簡単に協力してもらえること、③不要な個人情報が協力者に知られないこと、④市で情報を集約し実績を把握でき検証ができること。
- ・ GPS 補助の制度についても残し、低廉な製品が出てきても利用できるような配慮していきたい。
- ・ 本件については、3 月市議会で予算案を可決いただいた後、着手する予定で考えている。

(委員) 東京都大田区では見守りシールをキーホルダーにして、65 歳以上の人に配布するというをやっている。予算もあるだろうが、上田でも将来的に考えていただければありがたい。

(事務局) 参考意見とさせていただく。

(委員) 講演会の実施に関して、NHK や先日の新聞にも出ていたが、若年性の方の話をお願いしたい。

(事務局) 平成 30 年度については、お受けいただけそうな方と調整中である。決まったらご案内する。

(委員) 見守りシールの発見から引き渡しまでの段取りや流れについて説明をお願いしたい。

(事務局) 一般市民の発見者が QR コードを読み取るとはあまり想定していないが、警察で保護されたときに本人確認が迅速にできるというのがこのシステムの売りの 1 つである。流れとしては、発見者が QR コードを読み取ると、本人のニックネームや年齢、注意点等の情報が出てくる。読み込んだ時点で家族に位置情報が送られ、家族と伝言板上でやり取りができるようになる。発見される前にいないことに家族が気づいた場合も、伝言板に書き込みをすることができるため、その後の対応も迅速にできるというイメージをしている。

(委員長) 警察や消防の関係とは綿密なやり取りが進んでいるのか。

(事務局) 警察の方には事前に説明をしたが、疑問点も出ているため、運用開始前にデモンストレーションを行い、警察や消防など協力いただく方に意見を伺ったうえで開始したいと思っている。

(委員) 警察や消防で見つけていただいた場合に費用はかかるのか。

(委員) 警察も消防も費用はかからない。

(3) 「第 7 期上田市高齢者福祉総合計画」における認知症施策、権利擁護施策について  
(資料に基づき事務局より説明)

- ・第 7 期上田市高齢者福祉総合計画は、国の基本指針に沿って項目立てをするとともに、高齢者を対象とした実態調査も踏まえ、市民の方からのパブリックコメントの結果なども踏まえ作成した。
- ・計画期間は平成 30 年度から平成 32 年度まで。基本理念は、上位計画にあたる第 2 次上田市総合計画と地域福祉計画の内容を踏まえている。基本目標は 4 つあり、目標ごとに施策体系を分け、その中の「地域包括ケアシステムの深化・推進」に認知症施策、権利擁護を位置付けている。

● 「認知症施策の推進」

- ・地域の実情に応じて認知症の方やその家族の方などに対する支援を効果的に行い、医療・介護・生活支援サービス等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を図る。
- ・施策の方針で新たに追加したもの「地域で活動できる認知症サポーターの養成（ステップアップ講座）を目的とした講座を開催する」、「若年性認知症施策についても施策の中で推進していく」。
- ・施策の内容で新たに追加したもの「認知症ケアパスの普及について：認知症ケアパスを活用し、医療・介護サービスが切れ目なく提供できるよう普及活動を推進していく」、「認知症カフェの設立支援：認知症の方やその家族、地域の方や専門家が気軽に集い、交流できるよう認知症カフェ（オレンジカフェ）の設立について支援していく」。
- ・実施見込み及び目標として、認知症サポーター数は H29 年度末見込み 11,500 人、H32 年度末目標 15,800 人、認知症カフェの設立支援件数は H29 見込み 3 件、H32 年度までに目標 7 件とした。

● 「権利擁護の推進」

- ・高齢者虐待・消費者被害など、高齢者の権利侵害について市や地域包括支援センター、成年後見支援センターの相談体制を整え、関係機関と連携を図り権利擁護事業を実施する。
- ・施策の方針で新たに追加したもの「高齢者虐待の防止：高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、虐待が起きてからも早期に発見し、対応できるよう関係機関と連携・協力・その他仕組みづくりに取り組む。」
- ・施策の内容では、市民後見人の養成に加え、市民後見人の活動支援に努めていく。高齢者虐待の防止として、養介護施設従事者等の虐待防止のため、研修等を開催し権利擁護の意識啓発を図る。
- ・実施見込み及び目標として、成年後見制度の申し立て支援者数（高齢者と障害者を合わせた数字）H29 年度末見込み者数 26 人、H32 年度目標 50 人。

(委員) 認知症サポーターの数は上田市全体の人数か？

(事務局) 上田市全体である。

(委員) 第7期計画には若年性認知症も施策に含むということだが、若年性認知症は自立支援を兼ねる項目の必要性が高いと言われている。計画には自立支援がほとんど入っていないが、この辺はどう考えているか。軽度の若年性認知症の人は、就労継続が重要視されてきており、企業にどう啓発し、どのように就労継続できるように話を向けていくかが重要になってくる。軽度の若年性認知症の方は、自分自身がどういう状況かわかっているため、周りとの軋轢や迷惑をかけているという状況を強く感じれば、内にこもってしまう。若年性認知症ということを経験した地域の中で宣言できない人もいたため、できるだけ現在の生活を継続するための方法をどのように企業や社会に伝えていくのが重要になる。QRコードもつけることは誰でもできると思うが、誰がどうやって声をかけるのか。使う側とサポートする側にどのように啓発していこうと考えているか。

(事務局) 若年性認知症施策に関して県の動向に注目していたが、具体的内容としてはコーディネーターを設置し、コールセンターを設置し、就労等に繋げていく程度しか挙げられていない。市としては、若年性認知症の相談窓口を高齢者介護課が担うことに加え、若年性認知症に関する対応・予防についても当課中心に取り組んでいかなければいけないという認識は持っているが、若年性認知症のみに関する具体的方針を立てることができないため、少なくとも高齢者に対する認知症施策と同じ内容を若年性認知症の方に対しても実施するという事で、計画上はこのようにさせていただいた。企業への働きかけ等できることはあると思うため、委員の皆様にも知恵をいただきながら、県とも連携し進めていきたい。QRコードに関しても、声のかけ方等示していくことが必要だと考えている。

(委員) 若年性認知症の日本ワーキンググループというものの支部が長野県や上田市にもあるか。認知症のことをよくわかった会社は、認知症になってもちゃんと仕事をしているようだ。

(委員) おそらくワーキンググループには大きい企業しか入っていない。個々の事業所の中でサポートしているところはあるが、支部としては長野県や上田にはない。

(事務局) 県に「若年性認知症支援コーディネーター」が設置され、その方も企業に働きかけていきたいと考えていると伺ってはいる。少しずつでも広げていければ良いと思う。

### (3) その他

(事務局) 本協議会では、市で行っていることに対して委員の皆様から意見をいただくことくらいしか私たちの領域で考えられていないが、この会はネットワークであるため、皆様それぞれお持ちの情報や議題を基に意見交換ができたらと思っている。ぜひご協力をお願いしたい。次回は7月を目途に実施予定である。

(委員長) 次回の協議会では、委員の皆様からもそれぞれの母体が抱えている問題や困っていること、様々なご意見をお持ちよりいただき、ここで論議できればと思う。

## 8 閉会

(副委員長) 何十年後かには日本の人口は9000万人を割り、高齢者の割合がすごく多くなるのではないかとされているが、これといった方策がないのが実情だと思う。本ネットワークの皆様が連携を取りながら、このような問題に立ち向かい、良い方向に持っていければありがたい。

